

「社会貢献型後見人を目指すための養成講習」受講者募集要領

(平成29年10月1日作成)

調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市の5市が共同で運営している多摩南部成年後見センター（以下「センター」）において、弁護士等の専門職や親族以外で、成年後見制度の趣旨と内容を理解し、後見業務を担う「社会貢献型後見人」の候補者を養成するため、センターが実施する養成講習の受講者を募集します。

1 応募資格（次の全てに該当する方）

- ① 調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市のいずれかに在住する20～70歳（おおむね）であること。
- ② 成年後見業務にかかわる活動を行う意思があり、認知症高齢者や障害者等、判断能力の不十分な方の福祉を理解する姿勢があること。
- ③ 適正な成年後見業務を行ううえで、健康上の問題や時間的な制約がなく、成年後見人としての責務を果たすことのできる責任感があること。
- ④ センターが実施する基礎講習（平成30年4月中旬から平成30年5月中旬まで、毎週水曜日及び金曜日の各日午前及び午後）、実務研修（平成30年6月上旬から平成30年7月下旬まで、毎週水曜日及び金曜日の各日午後）及び現場実習（平成30年8月から最長で平成31年3月まで、各月2回・1回3時間程度、日程応相談）の全日程に出席できること。
- ⑥ 民法第847条に定める以下の欠格事由に該当しないこと。
 - ・ 未成年者
 - ・ 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
 - ・ 破産者
 - ・ 被後見人に対して訴訟をし、又はした者並びにその配偶者及び直系血族
 - ・ 行方の知れない者

（注）上記条項は、同法第876条の2及び876条の7により、保佐人及び補助人に準用される。

2 定員

10人程度

3 応募方法

次の2点を郵送により提出してください。

(1) 経歴書（所定様式：後記書式1）

(2) 作文「成年後見に関する私の考え」

① 字数 400～800字

② 原稿用紙の場合は400字詰め用紙を使用し、ワープロ、パソコンを使用する場合は、書式を20字×20行で設定してください（題名は字数に含みません）。

4 応募書類提出先

多摩南部成年後見センター

所在地 〒182-0026 調布市小島町3丁目69番地2 第一荒井麗峰ビル2階

電話 042-498-5802

5 応募期間

平成29年12月15日(金)から平成30年1月26日(金)(必着)まで

6 選考方法

書類選考及び面接選考

7 選考日程

(1) 書類選考

平成30年2月上旬予定

(2) 面接選考

平成30年2月23日(金) 予定

8 選考結果

文書により通知します。

9 問い合わせ・応募書類配布

各市担当課

(参考)

「社会貢献型後見人を目指すための養成講習」講義内容（予定）

1 基礎講習

- (1) 社会貢献型後見人とは
- (2) 成年後見制度の基本理念と概要
- (3) 被後見人等への支援の基本的な視点
- (4) 支援のための法律知識
- (5) 障害の理解と対象者理解（認知症）
- (6) 障害の理解と対象者理解（精神障害）
- (7) 障害の理解と対象者理解（知的障害）
- (8) 本人を支える福祉サービスと社会資源（生活保護制度）
- (9) 本人を支える福祉サービスと社会資源（介護保険制度）
- (10) 本人を支える福祉サービスと社会資源（後期高齢者医療制度）
- (11) 本人を支える福祉サービスと社会資源（社会資源の活用）
- (12) 消費生活相談の実態とその対応
- (13) 専門職後見人からの実践レポート
- (14) 社会貢献型後見人からの活動報告
- (15) いろいろな場面を通じて成年後見人としての対応を考える

2 実務研修

- (1) 就任前事務
 - ① 就任前の情報収集
 - ② 申立てから審判確定までの流れ
 - ③ 申立書類作成
- (2) 就任時事務
 - ① 登記事項証明書の取得
 - ② 財産の引継ぎと調査
 - ③ 金融機関等への届出
 - ④ 就任時初回報告
- (3) 日常事務
 - ① 身上監護（定期訪問等）
 - ② 財産管理（支払い等）
 - ③ 小口現金と立替金
 - ④ 記録管理
 - ⑤ 行政手続き
 - ⑥ 関係機関との連携

(4) 定期報告

- ① 後見事務報告と報酬付与申立て

(5) 臨時事務

- ① 居住用不動産処分
- ② 被後見人の入院等に伴う手続きと契約
- ③ 被後見人の住所変更に伴う事務

(6) 終了後事務

- ① 死後事務への対処方法
- ② 相続と各種手続き

3 現場実習

市役所、年金事務所、金融機関等の窓口へ提出する申請書類について学習します。

